

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定について

次代を担う子供たちが健やかに生まれ育つ環境をつくるため、次世代育成支援対策推進法が平成 15 年に制定されました。この法律に基づき、当社では、仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備等について「一般事業主行動計画（行動計画）」を平成 17 年に策定し、取り組みを実施してまいりました（第一期計画～第四期計画 平成 17 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日）。

このたび、平成 29 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日までの 3 年間の計画期間とする、「行動計画」（第五期）を次の通り策定しましたので、お知らせ致します。

日本冶金工業株式会社 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 3 年間

2. 内容

目標 1：育児支援に資する制度・仕組みについて、制度の運用状況等を確認しながら、労使一体で、幅広く検討を行う。

[対策]・平成 29 年 4 月 ～ 中央生産委員会にて労使委員により、現行制度の運用状況を相互に確認しながら、改善点等について幅広く検討を行う。

目標 2：積極的に育児に参加できる時間を増やすことを目指し、所定時間外労働の削減を進める。

[対策]・平成 29 年 4 月 ～ 労働時間実績のフォローを行い、長時間労働となっている職場への指導を行う（継続）とともに、全社として所定外労働時間の削減に努める。

目標 3：年次有給休暇取得を奨励し、仕事優先の生活から、仕事時間と生活時間のバランスが取れた働き方に意識を変えることを促す。

[対策]・平成 29 年 4 月 ～ 取得の少ない従業員に対して、家族の誕生日等の記念日に有給休暇を取得するなどの勧奨を行う。（継続）

目標 4：若年者に対する就業体験機会等を提供し、次代の産業を担う人材の育成に貢献する

[対策]・平成 29 年 4 月 ～ インターンシップによる大学生等の受け入れを継続実施。

以 上